

基金について

総務部

1 現在設置している基金

県は条例により、基金を設置しており（現在40基金、別紙1「基金一覧表」参照）、大別すれば、以下のとおりです。

（参考）地方自治法第241条

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2～8（略）

（1）特定の目的のために財産を維持し、又は資金を積み立てるための基金

①法律に設置の根拠があるもの 3基金（財政調整基金等）

②国費が原資であるもの 22基金（地域経済活性化・雇用創出臨時基金等）

③特定の税金等（超過課税等）を積み立てるもの 6基金（福祉基金等）

④その他 8基金（庁舎等整備基金等）

8基金のうち以下の5基金については、平成19年度に見直しの検討を行っています。それ以外の3基金（災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金、南部地域活性化基金、国民体育大会運営基金）は、その後に設置された基金となっています。

基金名	平成19年度の検討結果
庁舎等整備基金	伊勢庁舎整備後廃止 →平成26年度末限りで廃止
文化振興基金	文化振興基金に美術博物館建設基金を統合
昭和学寮顕彰人材育成基金	現状通り継続
地域交通体系整備基金	
都市計画土地地区画整理事業清算基金	

（2）特定の目的のために定額の資金を運用するための基金

1基金（土地開発基金）

2 基金の関係性について

前頁2の(1)のうち、①法律に根拠があるもの、②国費が原資であるもの及び④その他のうち平成19年度に見直しの検討を行ったもの、を除きますと、別紙2のとおりです。

3 基金のあり方について

基金は、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けることができますが、設置にあたっては、その必要性を十分に検討するとともに、使途目的が類似している基金がすでに存在する場合は統合して設置するなど、政策的な観点での効率的・効果的活用を検討する必要があります。

また、既設の基金について、すでに政策目的を達成していたり活用されていないと認められる場合は、廃止を検討するなど、不断の見直しを行う必要があります。

今後も、これらを踏まえたうえで、適切に基金を設置し、その運用を図ってきたいと考えています。

基金一覧表

別紙 1

① 法律に 設置の 根拠	② 国費が 原資	③ 特定 税収 等積 立	名称	目的	25年度末残高 (単位：円)	設置日	失効日	担当 部局
○			財政調整基金	地方財政法（昭和二十三年法律第九号。）の規定により財政の健全な運営に資する （※地方財政法第4条の3及び同法第7条）	22,169,280,720	昭和39年 4月1日		総務部
○			県債管理基金	県債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に資するため （※地方財政法第4条の3及び同法第7条）	6,666,668,000	昭和54年 12月25日		総務部
○			災害救助基金	災害救助法第二十一条第一項の費用の支弁の財源に充てる （※災害救助法第22条）	1,066,040,164	昭和23年 8月16日		健康福祉部
○			地域経済活性化・雇用創出臨時基金	国から交付される地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）により、地域経済の活性化及び雇用の創出を図る	6,487,055,339	平成25年 12月27日	平成27年3月31日までを実施期間とする事業の事業費の精算額完了した日限り	総務部
○			介護保険財政安定化基金	市町の介護保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てる	2,335,240,009	平成12年 4月1日		健康福祉部
○			国民健康保険広域化等支援基金	広域化等支援方針（国民健康保険法第六十八条の二第一項に規定する広域化等支援方針をいう。）の作成、広域化等支援方針に定める施策の実施その他国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てる	513,425,447	平成14年 10月11日		健康福祉部
○			後期高齢者医療財政安定化基金	後期高齢者医療の財政の安定化に資する	1,288,344,408	平成20年 4月1日		健康福祉部
○			安心こども基金	国から交付される子育て支援対策臨時特例交付金により、子どもを安心して育てることができる体制を整備する	1,578,296,273	平成21年 3月6日	平成27年3月31日限り	健康福祉部
○			自殺対策緊急強化基金	国から交付される地域自殺対策緊急強化交付金により、自殺対策を強化する	61,803,888	平成21年 7月6日	平成27年3月31日限り（経過措置あり）	健康福祉部
○			介護職員処遇改善等臨時特例基金	国から交付される介護職員処遇改善等臨時特例交付金により、介護職員の処遇の改善等を図る	270,696,987	平成21年 7月6日	平成27年12月31日限り	健康福祉部
○			介護基盤緊急整備等臨時特例基金	国から交付される介護基盤緊急整備等臨時特例交付金及び介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金により、地域密着型介護老人福祉施設等の小規模福祉施設の基盤整備の促進等を図る	817,347,003	平成21年 7月6日	平成27年12月31日限り	健康福祉部
○			社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	国から交付される社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金及び地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）により、地震又は火災発生時に自力で避難することが困難な者が入所する社会福祉施設等の安全及び安心を確保する	71,895,318	平成21年 7月6日	平成27年3月31日限り（経過措置あり）	健康福祉部
○			医療施設耐震化臨時特例基金	国から交付される医療施設耐震化臨時特例交付金及び地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）により、大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の医療施設について、平成二十六年三月三十一日までに採択した耐震化整備事業を実施し、地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図る	1,220,569,540	平成21年 10月23日	平成26年3月31日限り（経過措置あり）	健康福祉部
○			地域医療再生臨時特例基金	国から交付される地域医療再生臨時特例交付金により、医療提供施設の機能の強化、医師の確保等の地域医療の課題を解決することを目的として、県が定める地域医療再生計画に基づく事業に要する経費の財源に充てる	5,393,235,254	平成21年 12月25日		健康福祉部
○			消費者行政活性化基金	国から交付される地方消費者行政活性化交付金により、消費生活相談窓口の機能強化等を図る	69,781,016	平成21年 3月6日	平成27年3月31日限り（経過措置あり）	環境生活部
○			海岸漂着物地域対策推進基金	国から交付される地域環境保全対策費補助金により、海岸漂着物等（海岸に漂着し、又は海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物をいう。）の回収、処理及び発生抑制対策並びに海岸漂着物等の回収及び処理に係る調査研究を実施し、海岸における良好な景観及び環境の保全を図る	174,146,005	平成25年 6月28日	平成27年5月31日限り	環境生活部
○			中山間・ふるさと水と土保全基金	中山間地域及びこれらの地域と一体として事業を推進することが効果的であると認められる地域における土地改良施設及びこれと一体的に保全することが必要であると認められる農地の機能を良好に発揮させるための地域住民活動に対する支援事業に要する経費の財源に充てる	632,867,990	平成5年 10月5日		農林水産部
○			森林整備地域活動支援事業基金	国から交付される森林整備地域活動支援交付金により、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林の施策の実施に不可欠な森林の現況の調査その他の地域における活動を確保するための支援を行う	41,524,083	平成14年 3月26日		農林水産部
○			森林整備加速化・林業再生基金	国から交付される森林整備加速化・林業再生事業費補助金及び地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）により、間伐等の森林整備の推進及び間伐材等の森林資源を活用した林業、木材産業等の地域産業の再生を図る	1,702,331,183	平成21年 7月6日	平成27年5月31日限り	農林水産部

① 法律 に設 置の 根拠	② 国費 が原 資	③ 特定 税収 等積 立	名称	目的	25年度末残高 (単位:円)	設置日	失効日	担当 部局
	○		農地中間管理事業等推進基金	国から交付される農地集積・集約化対策事業費補助金により、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化を促進し、もって農業の生産性の向上を図る	591,485,000	平成26年 2月26日		農林水 産部
	○		発電用施設周辺地域振興基金	発電用施設の周辺の地域への企業の導入及び当該地域内における産業の近代化のための措置(特別会計に関する法律施行令第五十一条第一項第十五号に規定する交付金の交付の対象となるものに限る。)に要する経費の財源に充てる	0	平成2年 4月1日		雇用経 済部
	○		発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金	発電用施設の周辺の地域への企業の導入及び当該地域内における産業の近代化のための措置(特別会計に関する法律施行令第五十一条第一項第十五号に規定する交付金の交付の対象となるものに限る。)としての資金の貸付事業に要する経費の財源に充てる	796,190,764	平成2年 4月1日		雇用経 済部
	○		緊急雇用創出事業臨時特例基金	国から交付される緊急雇用創出事業臨時特例交付金により、次に掲げる事業の実施に資する 一 緊急かつ一時的な雇用の機会又は若者、女性等の雇用の機会を創出する事業 二 求職者に対する生活及び就労に関する相談等を行う事業 三 住宅の確保等の必要な支援を行う事業 四 賃金の上昇等の在職者の処遇を改善する事業	5,107,332,515	平成21年 3月6日	平成28年3 月31日限 り(経過 措置あり)	雇用経 済部
	○		高等学校等修学奨学基金	経済的な理由により学校教育法に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)又は高等専門学校における修学が困難な者に対する奨学金の貸付事業に要する経費の財源に充てる	1,454,748,562	平成17年 4月1日		教育委 員会
	○		高校生修学支援臨時特例基金	国から交付される高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金及び被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金により、経済的な理由により高等学校等における修学が困難な者の教育機会の確保に資する	125,787,912	平成21年 10月23日		環境生 活部
		○	福祉基金	高齢者等の保健福祉の向上を図るための事業に要する経費の財源に充てる	1,306,994,690	昭和50年 10月3日		健康福 祉部
		○	中小企業振興基金	中小企業の振興を図るための事業に要する経費の財源に充てる	673,963,634	昭和61年 1月1日		雇用経 済部
		○	体育スポーツ振興基金	体育・スポーツの普及振興を図るための事業に要する経費の財源に充てる	163,744,607	昭和60年 4月1日		地域連 携部
		○	環境保全基金	地域住民等に対する環境保全に関する知識の普及等地域に根ざした環境保全活動の展開及び廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理の推進により、三重県における環境の保全を図る	1,400,734,677	平成2年 3月23日		環境生 活部
		○	ふるさと応援寄附金基金	三重県を応援しようとする個人から贈られた寄附金を活用して、個性豊かな活力あるふるさとづくりに資する事業に必要な費用に充てる	313,445	平成20年 12月25日		総務部
		○	みえ森と緑の県民税基金	災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てる	0	平成25年 4月1日		農林水 産部
			庁舎等整備基金	庁舎等(特別会計、企業会計及び他の基金に属する施設を除く。)の整備に要する経費の財源に充てる	926,038,768	昭和59年 3月29日	(平成26 年度末で 廃止)	総務部
			文化振興基金	文化の普及振興を図るための事業及び博物館の建設等に要する経費の財源に充てる	422,608,812	昭和61年 7月29日		環境生 活部
			昭和学寮顕彰人材育成基金	昭和学寮創設の精神を継承し、国際化社会に資する人材を育成する事業に要する経費の財源に充てる	435,332,124	平成12年 4月1日		環境生 活部
			災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金	災害ボランティア活動を支援するとともに、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の民間非営利組織の活動を促進する	10,447,314	平成24年 4月1日		環境生 活部
			地域交通体系整備基金	地域交通体系の整備及び第三セクターによる伊勢鉄道の経営等の助成に要する経費の財源に充てる	359,205,501	昭和62年 3月16日		地域連 携部
			南部地域活性化基金	南部地域(伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、多気郡大台町、度会郡玉城町、同郡度会町、同郡大紀町、同郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町及び同郡紀宝町の区域をいう。)の活性化を図るための事業に要する経費の財源に充てる	14,118,400	平成24年 4月1日		地域連 携部
			国民体育大会運営基金	第七十六回国民体育大会の円滑な運営に必要な経費の財源に充てる	200,194,882	平成25年 4月1日		地域連 携部
			都市計画土地地区画整理事業清算基金	三重県都市計画土地地区画整理事業清算のため	430,499,132	昭和39年 4月1日		県土整 備部
			土地開発基金	公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図る	712,018,942	昭和44年 12月26日	(平成27 年度末で 廃止)	総務部

※名称について、「三重県」は省略。

(1) 特定の税収等を積み立てる基金

別紙2

	財源	納税義務者	税率	対象数	平成26年度税収等見込額 (当初予算)	用途
福祉基金	予算の定める額(県費)				—	
	法人県民税法人税割の超過課税	①資本金の額(出資金の額)が1億円を超える法人 ②法人税額が年額1,000万円を超える法人 ③保険業法に規定する相互会社	法人県民税法人税割の超過課税 0.8%	3,278法人 (H25年度)	355百万円※	高齢者等の保健福祉の向上を図るための事業に要する経費
	寄附金	—	—	—	—	
振中 興小 基金	法人県民税法人税割の超過課税	福祉基金に同じ	福祉基金に同じ	福祉基金に同じ	354百万円※	中小企業の振興を図るための事業に要する経費
	寄附金	—	—	—	—	
体育ス ポーツ 振興基 金						体育・スポーツの普及振興を図るための事業に要する経費
	法人県民税法人税割の超過課税	福祉基金に同じ	福祉基金に同じ	福祉基金に同じ	253百万円※	◎全国大会等に出場する選手等の旅費、地域スポーツの活性化などに要する経費に充当
	寄附金(「三重から発進! 未来のトップアスリート応援募金」等)	—	—	—	3百万円	◎【応援募金】トップジュニア選手の強化を図るための活動に要する経費(選手を個別指定)に充当 【その他の寄附金】超過課税と同じ
	その他知事が必要と認める額	—	—	—	—	(鈴鹿青少年スポーツセンター用地売却益を積み立て、鈴鹿スポーツガーデンの整備に充当済)
環境保 全基 金	産業廃棄物税	三重県内に設置されている産業廃棄物の最終処分場又は中間処理施設へ搬入する事業者	最終処分場については搬入重量、中間処理施設については搬入重量に処理係数を乗じて得た重量1トンあたり1,000円 (1,000トン未満の場合は課さない)	41者 (H25年度)	146百万円	産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に関する事業に要する経費 ◎事業者に対する、産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に関する指導、支援などに要する経費に充当 〔環境の21世紀に通じる産業活動への支援 ・産業廃棄物による新たな環境負荷への対策〕
	法人県民税法人税割の超過課税	福祉基金に同じ	福祉基金に同じ	福祉基金に同じ	101百万円※	三重県の関与する廃棄物の適正な処理の推進に関する事業に要する経費 ◎「ごみゼロ社会」実現プランや普及啓発など、県が関与する廃棄物の適正な処理・3Rの推進に要する経費に充当
	4億円 (国費2億円、県費2億円、 果実運用型)	—	—	—	—	一 地域環境保全に関する知識普及事業 二 地域環境保全実践活動支援事業 三 地域環境保全活動基盤整備事業 四 その他地域環境保全活動に関する事業 に要する経費
	その他知事が必要と認める額	—	—	—	—	◎三重県における環境の保全を図ることを目的とした、地域の環境保全に関する知識の普及や啓発に関する事業に要する経費(環境学習指導者の養成、環境学習プログラムの提供などに要する経費)に充当
金 基 金	ふるさと 寄附金	予算の定める額(ふるさと納税(個人からの寄附))	—	—	—	三重県を応援しようとする個人から贈られた寄附金を活用して、個性豊かな活力あるふるさとづくりに資する事業に必要な費用
み え 森 と 緑 の 県 民 税 基 金	みえ森と緑の県民税 (個人県民税均等割の超過課税、法人県民税均等割の超過課税)	(個人) 県内に住所、家屋敷または事務所等を有する個人 (法人) 県内に事務所等を有する法人	県民税均等割の超過課税 (個人)1,000円 (法人)均等割額の10%相当額 (2,000~80,000円)	(個人) 約88万人 (法人) 約3万7千法人	(個人)766百万円 (平年度880百万円) (法人)31百万円 (平年度180百万円)	災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する事業に要する経費 ◎「土砂や流木を出さない森林づくり」「暮らしに身近な森林づくり」「森を育む人づくり」「木の薫る空間づくり」「地域の身近な水や緑の環境づくり」に要する経費に充当
	寄附金	—	—	—	—	

(2) その他基金のうち平成19年度の見直し検討以降に新たに設置した基金

	財源	納税義務者	税率	対象数	平成26年度税収等見込額 (当初予算)	使途
災害ボランティア活動促進基金	予算の定める額(県費、寄附金)	-	-	-	-	災害ボランティア活動を支援するとともに、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の民間非営利組織の活動を促進するために必要な経費
南部地域活性化基金	予算の定める額(県費)	-	-	-	-	南部地域(伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、多気郡大台町、度会郡玉城町、同郡度会町、同郡大紀町、同郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町及び同郡紀宝町の区域をいう。)の活性化を図るための事業に要する経費
大会国民体育大会運営基金	予算の定める額(県費)	-	-	-	-	第七十六回国民体育大会の円滑な運営に必要な経費

※法人県民税法人税割の超過課税の平成26年度当初予算における税収見込1,063百万円を配分した額

(注)上記のほか、各基金条例では、基金の運用収益を基金に編入する規定を設けています。